

令和5年第2回定例会

駿東伊豆消防組合議会 会議録

令和5年8月21日

駿東伊豆消防組合議会

令和5年第2回駿東伊豆消防組合議会定例会会議録目次

| | |
|---------|-----|
| 会 期 日 程 | 目 2 |
| 付議事件等一覧 | 目 3 |

[8月21日(月)]

| | |
|---------------------------------------|----|
| 1 開会及び開議の宣告 | 3 |
| 2 議席の指定 | 4 |
| 3 会議録署名議員の指名 | 4 |
| 4 諸般の報告 | 4 |
| 5 議長の選挙 | 5 |
| 6 会期の決定 | 7 |
| 7 報第1号から議第6号までの 8件一括上程、説明、質疑、討論、採決 | 8 |
| 8 認第3号の上程、説明、質疑、討論、採決 | 25 |
| 9 議会運営委員会の閉会中の継続調査の申し出 | 27 |
| 10 閉会の宣告 | 27 |

令和5年第2回駿東伊豆消防組合議会定例会会期日程

| 日数 | 月日 | 曜日 | 開議時刻 | 区分 | 内容 |
|----|-------|----|------|-----|---|
| 1 | 8月21日 | 月 | 午後2時 | 本会議 | 開会 議席の指定 会議録署名議員の指名 諸般の報告 議長の選挙 会期の決定 報第1号～報第4号、認第1号、認第2号、議第5号、議第6号の説明 質疑 討論 採決 認第3号の説明 質疑 討論 採決 議会運営委員会の閉会中の継続調査 閉会 |

付議事件等一覧

- 1 報第 1号 専決処分の報告について（交通事故損害賠償額の決定）
- 2 報第 2号 専決処分の報告について（交通事故損害賠償額の決定）
- 3 報第 3号 専決処分の報告について（交通事故損害賠償額の決定）
- 4 報第 4号 繰越明許費繰越計算書の報告について
- 5 認第 1号 専決処分の報告及びその承認について（静岡県市町総合事務組合規約の一部変更の同意）
- 6 認第 2号 令和4年度駿東伊豆消防組合会計歳入歳出決算の認定について
- 7 議第 5号 駿東伊豆消防組合火災予防条例の一部改正について
- 8 議第 6号 令和5年度駿東伊豆消防組合会計補正予算（第1回）について
- 9 認第 3号 監査委員の選任について（組合議員）
- 10 議長の選挙
- 11 議会運営委員会の閉会中の継続調査

令和5年第2回駿東伊豆消防組合議会定例会会議録

令和5年8月21日（月）午後2時8分 開会

於 議 場

○出席議員（18名）

| | | | |
|-----|-------|-----|-------|
| 1番 | 青木敬博 | 2番 | 三好陽子 |
| 3番 | 鈴木晴範 | 4番 | 田代稔 |
| 5番 | 山田豪彦 | 6番 | 浅田藤二 |
| 7番 | 小泉宣子 | 8番 | 小澤隆 |
| 9番 | 篠原峰子 | 10番 | 杉本一彦 |
| 11番 | 天野佐代里 | 12番 | 野田哲郎 |
| 13番 | 飯田安雄 | 14番 | 内山慎一 |
| 15番 | 黒須淳美 | 16番 | 久保田吉光 |
| 17番 | 植松恭一 | 18番 | 梶泰久 |

○欠席議員（なし）

○欠 員（なし）

○地方自治法第121条の規定による出席者

| | | | |
|------|-------|------|--------|
| 管理者 | 頼重秀一 | 副管理者 | 仁科喜世志 |
| 副管理者 | 小野達也 | 消防長 | 安立和弘 |
| 消防部長 | 今井将一朗 | 警防部長 | 矢ノ下健一郎 |
| 企画課長 | 玉川 稔 | 総務課長 | 石井 安 |
| 予防課長 | 大塚康弘 | 警防課長 | 廣瀬光晴 |

| | | | |
|-----------------------------|---------|-----------------------------|---------|
| 救急課長 | 高 木 智 仁 | 通信指令 課 長 | 木 梨 浩三郎 |
| 第一方面 本部長兼 沼津南 消防署長 | 荻 島 正 己 | 第二方面 本部長兼 田方中 消防署長 | 石 川 芳 之 |
| 第三方面 本部長兼 伊 東 消防署長 | 鈴 木 秀 康 | 會計室長 | 後 藤 寿 雄 |

○議会事務担当職員

| | | | |
|-----|---------|-----|---------|
| 書記長 | 大 嶽 泰 久 | 書 記 | 岩 崎 孝 充 |
| 書 記 | 中 井 和 磨 | | |

○議事日程

令和5年第2回駿東伊豆消防組合議会定例会議事日程

令和5年8月21日（月曜日） 午後2時8分 開会

- 第1 議席の指定
- 第2 会議録署名議員の指名
- 第3 諸般の報告
- 第4 議長の選挙
- 第5 会期の決定
- 第6 報第 1号 専決処分の報告について（交通事故損害賠償額の決定）
- 第7 報第 2号 専決処分の報告について（交通事故損害賠償額の決定）
- 第8 報第 3号 専決処分の報告について（交通事故損害賠償額の決定）
- 第9 報第 4号 繰越明許費繰越計算書の報告について
- 第10 認第 1号 専決処分の報告及びその承認について（静岡県市町総合事務組合規約の一部変更の同意）
- 第11 認第 2号 令和4年度駿東伊豆消防組合会計歳入歳出決算の認定について
- 第12 議第 5号 駿東伊豆消防組合火災予防条例の一部改正について
- 第13 議第 6号 令和5年度駿東伊豆消防組合会計補正予算（第1回）について
- 第14 認第 3号 監査委員の選任について（組合議員）
- 第15 議会運営委員会の閉会中の継続調査

○本日の会議に付した事件

日程のとおり

○会議

◎開会及び開議の宣告

○副議長（杉本一彦）

皆さん、こんにちは。

ただいまの出席議員は18人です。定足数に達しておりますので、ただいまから、令和5年第2回駿東伊豆消防組合議会定例会を開会いたします。

直ちに本日の会議を開きます。

◎議席の指定

○副議長（杉本一彦）

日程に入ります。

日程第1 議席の指定を議題といたします。

このたび、新たに函南町、清水町、沼津市、東伊豆町及び伊豆の国市から選出されました13人の議員の議席を会議規則第4条第1項及び第2項の規定により、副議長から指定いたします。

鈴木晴範議員の議席は3番に、野田哲郎議員の議席は12番に、飯田安雄議員の議席は13番に、田代稔議員の議席は4番に、植松恭一議員の議席は17番に、梶泰久議員の議席は18番に、久保田吉光議員の議席は16番に、小澤隆議員の議席は8番に、小泉宣子議員の議席は7番に、内山慎一議員の議席は14番に、山田豪彦議員の議席は5番に、三好陽子議員の議席は2番に、天野佐代里議員の議席は11番に、それぞれ指定いたします。

◎会議録署名議員の指名

○副議長（杉本一彦）

次に、日程第2 会議録署名議員を副議長から指名いたします。

8番 小澤隆議員、10番 篠原峰子議員を指名いたします。

◎諸般の報告

○副議長（杉本一彦）

次に、日程第3 諸般の報告をいたします。

最初に、杉村清議員、岩城仁議員、佐野俊光議員、秋山治美議員、植松恭一議員、長田吉信議員、深田昇議員、井原三千雄議員、浅田美重子議員、内山慎一議員及び須佐衛議員が議員任期満了により、失職しておりますので、御報告いたします。

次に、去る4月13日、天野佐代里議員及び森下茂議員から、4月27日をもって、当組合議会議員を辞職したい旨の願い出がありましたので、地方自治法第126条の規定により、これを許可いたしましたので、御報告いたします。

次に、先の御報告のとおり、議会運営委員でありました、杉村清議員、秋山治美議員、長田吉信議員及び内山慎一議員の議員任期満了による失職並びに森下茂議員の辞職により、議会運営委員が5名欠員となりましたが、駿東伊豆消防組合議会運営委員会条例第2条第2項の規定により、野田哲郎議員、田代稔議員、植松恭一議

員、内山慎一議員及び三好陽子議員を議会運営委員に指名いたしましたので、御報告をいたします。

次に、先の御報告のとおり、議会運営委員会委員長でありました長田吉信議員及び副委員長でありました秋山治美議員の議員任期満了による失職により、議会運営委員会委員長及び副委員長が欠員となっておりますが、本日午後1時から行われた議会運営委員会において、委員長及び副委員長の互選が行われ、植松恭一議員が委員長に、田代稔議員が副委員長に当選されましたので、御報告いたします。

次に、地方自治法第235条の2第3項の規定により、駿東伊豆消防組合会計に係る令和5年1月から6月までの定例検査結果報告が監査委員から、報告書として提出され、その写しをお手元に配付させていただきましたので、御了承願います。

次に、令和5年上半期の火災、救急、救助及び119番通報受信の概況をお手元に配付してございますので、御了承願います。

次に、議会運営委員会委員長から、閉会中の継続調査につきまして申し出があり、その写しをお手元に配付してございますので、あらかじめ御了承願います。

なお、本件につきましては、本日の議事日程に掲載してございますので、併せて御了承願います。

以上で、諸般の報告を終わります。

○副議長（杉本一彦）

本日の議事日程は、お手元に配付してございますので、御了承願います。

◎議長の選挙

○副議長（杉本一彦）

次に、日程第4 議長の選挙を議題といたします。

お諮りいたします。

選挙の方法はいかがいたしますか。

○4番議員（田代 稔）

指名推選でお願いいたします。

○副議長（杉本一彦）

ただいま4番議員から、指名推選により選挙されたいとの御発言がありましたので、地方自治法第118条第2項の規定により、指名推選によりいたしたいと思っておりますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

御異議なしと認めます。

よって、議長の選挙は指名推選によって行うことに決しました。

お諮りいたします。

指名の方法につきましては、副議長において指名することにいたしたいと思いましたが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

御異議なしと認めます。

よって、副議長において指名することに決しました。

議長に梶泰久議員を指名いたします。

お諮りいたします。

ただいま指名いたしました梶泰久議員を議長の当選人と定めることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

御異議なしと認めます。

よって、ただいま指名いたしました梶泰久議員が議長に当選されました。

18番 梶泰久議員に申し上げます。

ただいまあなたが議長に当選されましたので、会議規則第32条第2項の規定による告知をいたします。

それでは、議長に当選されました梶泰久議員に就任の御挨拶をお願いいたします。

○18番（梶 泰久）

ただいま、議長を拝命いたしました沼津市議会の梶泰久と申します。植松前議長同様に皆様の御理解と御協力を賜りたく存じます。どうぞよろしくお願い申し上げます。

○副議長（杉本一彦）

ここで組合管理者から発言の申し出がありましたので、許可いたします。

○管理者（頼重秀一）

発言のお許しを賜りましたので、ここで一言管理者として御挨拶を申し上げます。

先ほどは選挙によりまして、梶泰久議員が組合議会の議長として御就任いただきましたこと、心からお喜び申し上げます。

梶泰久議員におかれましては、現役の消防団員であることを含めまして、消防行

政には大変明るいという、様々な意味での経験を積まれている方でございます。

また、卓越した指導力等ございますことから、我々当局に対しまして、適切な御助言、御指導、御鞭撻を賜りますよう今後も是非ともよろしくお願い申し上げます。

甚だ簡単ではございますが、住民及び当局を代表して、お祝いの御挨拶に代えさせていただきます。

今後ともよろしくお願いいたします。

○副議長（杉本一彦）

休憩いたします。

休憩 午後 2 時17分

再開 午後 2 時18分

○議長（梶 泰久）

休憩前に引き続き会議を開きます。

◎会期の決定

○議長（梶 泰久）

次に、日程第 5 会期の決定を議題といたします。

議会運営委員会委員長の報告を願います。

議会運営委員会委員長 植松恭一議員。

○17番議員（植松恭一）

令和 5 年第 2 回定例会につきまして、議会運営委員会を本日午後 1 時から、杉本一彦副議長に御出席いただき、開催いたしました。その概要について御報告申し上げます。

本定例会に提出されます議案は、管理者提出議案が 9 件でございます。

内容といたしましては、報第 1 号から報第 3 号までが専決処分の報告について（交通事故損害賠償額の決定）、報第 4 号 繰越明許費繰越計算書の報告について、認第 1 号 専決処分の報告及びその承認について（静岡県市町総合事務組合規約の一部変更の同意）、認第 2 号 令和 4 年度駿東伊豆消防組合会計歳入歳出決算の認定について、議第 5 号 駿東伊豆消防組合火災予防条例の一部改正について、議第 6 号 令和 5 年度駿東伊豆消防組合会計補正予算（第 1 回）について、認第 3 号 監査委員の選任について（組合議員）となっております。

なお、議案質疑の通告につきましては、ございませんでした。

次に、消防行政に対する一般質問ですが、通告につきましては、ございませんでした。

最後の日程といたしまして、議会運営委員会の閉会中の継続調査について御審議いただきます。

以上のことから会期につきましては、本日1日と決定いたしました。

以上で、報告を終わります。

○議長（梶 泰久）

お諮りいたします。

本定例会の会期は、委員長報告のとおり本日1日といたしたいと思っております。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

御異議なしと認めます。

よって、本定例会の会期は1日と決定いたしました。

◎報第1号から議第6号までの8件一括上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（梶 泰久）

次に、日程第6 報第1号 専決処分の報告について（交通事故損害賠償額の決定）から、日程第13 議第6号 令和5年度駿東伊豆消防組合会計補正予算（第1回）についてまで、以上8件を一括議題といたします。

この8件に対する当局の説明を求めます。

○管理者（頼重秀一）

今回提出しております議案につきまして、その概要を御説明申し上げます。

最初に、報第1号から報第3号の案件につきましては、交通事故損害賠償額の決定の専決処分について、御報告するものであります。

次に、報第4号の案件につきましては、繰越明許費繰越計算書の報告について、御報告するものであります。

次に、認第1号の案件につきましては、静岡県市町総合事務組合理約の一部変更の専決処分について、御報告し、御承認をお願いするものであります。

次に、認第2号の案件につきましては、令和4年度駿東伊豆消防組合会計歳入歳出決算について、御認定をお願いするものであります。

次に、議第5号の案件につきましては、駿東伊豆消防組合火災予防条例の一部改正について、御議決をお願いするものであります。

次に、議第6号の案件につきましては、令和5年度駿東伊豆消防組合会計補正予算（第1回）について、御議決をお願いするものであります。

各議案の概要につきましては、以上でございますが、細部につきましては、両部長から御説明いたしますので、よろしく御審議の上、御承認、御認定、御議決をいただきますよう、お願いいたします。

○警防部長（矢ノ下健一郎）

それでは私からは、報第1号から報第3号までの提案理由の補足説明を申し上げます。

初めに、議案書の1ページをお開きください。

報第1号 専決処分の報告について（交通事故損害賠償額の決定）についてでございます。

本案は、地方自治法第180条第1項の規定による議会の指定に基づき、交通事故に係る損害賠償の額について専決処分いたしましたので、議会に報告するものであります。

内容につきましては、議案書の3ページ並びに議案資料の1ページを併せてお開きください。

令和4年12月24日、田方郡函南町平井1191番地の1において、本消防組合職員の運転する公用車が、損害賠償の相手方所有地を走行し、縁石及び防草シートを損傷させた事故で、損害賠償額25万8,500円をもって示談が成立したため、令和5年3月10日付けで専決処分をしたものであります。

次に、議案書の5ページをお開きください。

報第2号 専決処分の報告について（交通事故損害賠償額の決定）についてでございます。

本案は、地方自治法第180条第1項の規定による議会の指定に基づき、交通事故に係る損害賠償の額について専決処分いたしましたので、議会に報告するものであります。

内容につきましては、議案書7ページ並びに議案資料の2ページを併せてお開きください。

令和5年2月22日、田方郡函南町仁田394番地の1において、本消防組合職員の運転する公用車が、損害賠償の相手方所有のU字バリカーに接触し、当該U字バリカーを損傷させた事故で、損害賠償額14万135円をもって示談が成立したため、令和5年6月8日付けで専決処分をしたものであります。

次に、議案書の9ページをお開きください。

報第3号 専決処分の報告について（交通事故損害賠償額の決定）についてでございます。

本案は、地方自治法第180条第1項の規定による議会の指定に基づき、交通事故に係る損害賠償の額について専決処分いたしましたので、議会に報告するものであります。

内容につきましては、議案書11ページ並びに議案資料の3ページを併せてお開きください。

令和5年5月27日、伊東市川奈1259番地の51地先において、本消防組合職員の運転する公用車が、損害賠償の相手方所有の車両と衝突し、当該車両を損傷させた事故で、損害賠償額35万130円をもって示談が成立したため、令和5年7月31日付けで専決処分をしたものであります。

以上、管理者提出議案の報第1号から報第3号までの提案理由の補足説明を申し上げます。

○消防部長（今井将一朗）

それでは、報第4号から議第6号までの提案理由の補足説明を申し上げます。

議案書13ページをお開きください。

報第4号 繰越明許費繰越計算書の報告についてを御説明いたします。

本案は、令和4年度駿東伊豆消防組合会計繰越明許費繰越計算書の報告について、地方自治法施行令第146条第2項の規定により、御報告するものであります。

内容といたしましては、14ページの令和4年度駿東伊豆消防組合会計繰越明許費繰越計算書をお開きください。

3款1項消防費の消防車両整備事業を繰り越したもので、財源として地方債などを充てるものであります。

これは、令和4年度に納入予定であった水槽付き消防ポンプ自動車及び小型動力ポンプ付き水槽車が、新型コロナウイルス感染拡大に起因する部品調達の遅れに伴い、納入が次年度に遅延したことにより、令和5年度に繰越して支出するものになります。

以上で、報第4号 繰越明許費繰越計算書の報告について御説明を終わります。

続きまして、議案書17ページから21ページをお開きください。

認第1号 専決処分の報告及びその承認についてでございます。

本案につきましては、下田市、南伊豆町、松崎町及び西伊豆町で構成する南伊豆

地域清掃施設組合から、非常勤職員公務災害補償事務を共同処理するために静岡県市町総合事務組合に加入したい旨の申し出を受けたことによるものであります。

本来であれば、議会にお諮りする案件でございますが、地方自治法第 179条第 1項の規定に基づき、特に緊急を要するため議会を招集する時間的余裕がないことが明らかであると認めため、本年 5 月 15 日付けで専決処分いたしましたので、御報告し、御承認をお願いするものでございます。

以上で、認第 1 号 専決処分の報告及びその承認について御説明を終わります。

続きまして、議案書の 23 ページをお開きください。

認第 2 号 令和 4 年度駿東伊豆消防組合会計歳入歳出決算の認定についてでございます。

初めに、議案を読み上げます。

地方自治法第 233 条第 3 項の規定により、令和 4 年度駿東伊豆消防組合会計歳入歳出決算を、別紙監査委員の意見をつけて議会の認定に付する。令和 5 年 8 月 21 日提出。駿東伊豆消防組合管理者 沼津市長 頼重秀一。

それでは、決算書の説明に入ります。

決算書の 1 ページ、2 ページをお開きください。

令和 4 年度歳入歳出決算書。

歳入について、款、項、収入済額の順に、御説明いたします。

1 款分担金及び負担金、1 項負担金、款項同額の 5 億 1,856 万 6,000 円。

2 款使用料及び手数料、691 万 1,590 円、1 項使用料、113 万 1,840 円、2 項手数料、577 万 9,750 円。

3 款国庫支出金、1 項国庫補助金、ゼロ。

4 款県支出金、1 項県補助金、款項同額の 3,033 万 8,000 円。

5 款財産収入、540 万 4,541 円、1 項財産運用収入、379 万 8,541 円、2 項財産売払収入 160 万 6,000 円。

6 款寄附金、1 項寄附金、ゼロ。

7 款繰入金、1 項基金繰入金、款項同額の 9,923 万 3,000 円。

8 款繰越金、1 項繰越金、款項同額の 6,565 万 9,751 円。

9 款諸収入、3,379 万 4,200 円、1 項預金利子、10 万 9,927 円、2 項雑入、3,368 万 4,273 円。

10 款組合債、1 項組合債、款項同額の 4 億 6,750 万円。

歳入合計は、66 億 2,740 万 7,082 円となりました。

次に、3 ページ、4 ページをお開きください。

歳出について、款、項、支出済額の順に、御説明いたします。

1 款議会費、1 項議会費、款項同額の91万 7,147円。

2 款総務費、8,170万1,844円、1 項総務管理費、8,145万6,124円、2 項監査委員費24万 5,720円。

3 款消防費、1 項消防費、款項同額の61億8,725万972円。

4 款公債費、1 項公債費、款項同額の2 億3,538万5,348円。

5 款予備費、1 項予備費、ゼロ。

歳出合計は、65億525万5,311円。

歳入歳出差引残額は、1 億2,215万1,771円となりました。

次に、5 ページ、6 ページをお開きください。

令和4 年度歳入歳出決算事項別明細書の御説明をいたします。

歳入について。

1 款1 項1 目市町負担金、収入済額、款項目同額の59億1,856万6,000円、1 節共通経費負担金、14億8,912万1,000円、2 節個別経費負担金、42億6,911万9,000円、各市町の共通経費・個別経費の負担金額は、備考欄に記載のとおりでございます。

3 節その他経費負担金、1 億6,032万6,000円。

これは、旧田方地区消防組合の庁舎建設費等の起債に係る負担金となります。

2 款使用料及び手数料、収入済額691万1,590円、2 款1 項1 目総務使用料、1 節施設目的外使用料、目節同額の113万1,840円、2 款2 項1 目消防手数料、1 節消防手数料、目節同額の577万9,750円。

これは、手数料条例に基づくものが主なものであり、危険物施設の許可及び完成検査等が342件、煙火の消費許可が58件であり、これらの手数料となります。

3 款1 項国庫補助金、1 目消防費補助金、1 節消防施設費補助金、ゼロ。

7 ページ、8 ページにかけましての、4 款1 項県補助金、1 目消防費補助金、1 節消防施設費補助金、目節同額の3,033万8,000円。

5 款財産収入、収入済額540万4,541円。

5 款1 項1 目財産貸付収入、1 節建物貸付収入、目節同額の374万720円。

これは、各庁舎に設置の自動販売機に係る収入が主なものであります。

5 款1 項2 目利子及び配当金、1 節利子及び配当金、目節同額の5万 7,821円。

これは、基金を定期預金として運用したことによる利子収入であります。

5 款2 項2 目物品売払収入、1 節物品売払収入、目節同額の160万6,000円。

これは、はしご付消防自動車1台、消防ポンプ自動車2台などの車両の売払いによるものです。

6款1項1目消防費寄附金、1節一般寄附金、ゼロ。

7款1項1目基金繰入金、1節基金繰入金、目節同額の9,923万3,000円。

9ページ、10ページにかけましての、8款1項1目繰越金、1節前年度繰越金、目節同額の6,565万9,751円。

9款諸収入、収入済額3,379万4,200円、9款1項1目預金利子、1節預金利子、目節同額の10万9,927円、9款2項1目雑入、1節雑入、目節同額の3,368万4,273円。

10款1項1目組合債、1節組合債、目節同額の4億6,750万円。

これは、はしご付消防自動車1台、災害活動支援車1台、救急自動車3台の購入、また、指令システムパソコン系更新費に係る起債が主なものであります。

歳入の合計につきましては、66億2,740万7,082円となりました。

次に、決算書の11ページ、12ページ、及び別冊令和4年度主要な施策の成果と予算執行状況報告書、以降、付属資料と申し上げますが、13ページからを、併せてお開きください。

歳出について、御説明いたします。

1款1項1目議会費。

議会運営事業は、組合議会を円滑に運営するための事業で、令和4年度の開催状況は、定例会2回、臨時会2回を開催しまして、決算額は、前年度比6万2,221円増の91万7,147円となりました。

付属資料は、15ページをお開きください。

2款1項1目組合管理費、8,145万6,124円。

組合管理事業は、本組合全般の円滑な運営を図るための事業で、人事給与システムの運営や組合例規集の更新のほか、管理者等への報酬及び顧問弁護士に対する顧問料など、総務関係業務全般に係る経費を支出し、決算額は、前年度比129万5,564円増の511万5,810円となりました。

増額の主な要因といたしましては、人事制度の改正に伴い、人事給与システムを改修したことによるものであります。

次に、付属資料15ページ下段からの組合運営事業は、本組合の財務関係及び企画・広報関係に係る業務を、適切に運営するための事業で、財務会計システムや本組合ホームページの運営に必要な経費を支出し、決算額は、前年度比51万1,464円減の

218万890円となりました。

減額の主な要因は、令和3年度はホームページ更新のための新システムを導入しましたが、令和4年度はこのようなシステムの導入がなかったことによるものであります。

次に、付属資料16ページ中段からの業務運営管理事業は、業務を運営する上で必要なネットワーク環境を維持するとともに、内部情報ネットワークの万全な管理体制を構築し、強固なセキュリティ対策を確立するための事業で、決算額は前年度比427万4,479円増の2,308万3,852円となりました。

増額の主な要因は、組合発足当初に導入したサーバ及び業務用端末120台の入れ替えを実施したことによるものであります。

次に、付属資料17ページから21ページまでの、消防基金積立事業及び負担金返還事業は、令和3年度会計繰越金の処分等を行うため、消防基金への積立又は負担金の返還を行う事業で、各事業の決算額は、歳入歳出決算書の備考欄に記載のとおりとなっております。

付属資料は、22ページ、23ページをお開きください。

2款2項1目監査委員費。

監査委員事業は、本組合の監査・検査・審査を円滑に運営するための事業で、2人の方が監査委員に選任されております。

定期監査を11月、定例検査を毎月1回、決算審査を7月に行い、決算額は、前年度比2万8,866円増の24万5,720円となりました。

決算書は13ページ、14ページ、付属資料は、24ページからをお開きください。

3款1項1目職員管理費、50億6,375万2,981円。

事業1から事業6までの職員給与支給事業は、本組合職員に係る人件費を適正に管理及び執行するための事業で、各事業の決算額は、歳入歳出決算書の備考欄に記載のとおりであります。

給与支給事業全体の決算額といたしましては、前年度比219万5,401円減の49億7,453万7,649円となりました。

減額の主な要因は、職員の退職により給料及び職員手当などが減額となったものであります。

次に、付属資料は、28ページ下段からをお開きください。

職員管理事業は、本組合の人事管理及び職員の健康管理等に関する事務を円滑に行うための事業で、職員採用試験、職員昇任試験、健康診断、感染症予防のための

ワクチン接種などを実施しており、決算額は、前年度比71万 2,427円増の 2,230万 6,035円となりました。

増額の主な要因は、一人当たりの定期健康診断費用が増加したことによるものです。

次に、付属資料30ページ中段からの職員研修事業は、職員の資質の向上のため、消防及び組合行政に関する知識及び技術の習得を目的に、教育訓練及び研修派遣を行うとともに、職場研修を行い、効果的に人材育成を図る事業で、決算額は、前年度比7万 6,207円増の2,082万9,087円となりました。

増額の主な要因は、全職員を対象としたコンプライアンス研修等を実施したことによるものであります。

次に、付属資料33ページの被服支給事業は、本組合の消防吏員服制等規則に基づき、被服を支給及び貸与する事業で、決算額は、前年度比28万 5,016円減の 4,608万 210円となりました。

減額の主な要因は、救急服の仕様を見直したことのほか、支給対象人数が減少したことによるものであります。

付属資料は、34ページからをお開きください。

3款1項2目消防運営費、2億95万 5,435円。

消防本部・消防署所運営管理事業は、消防本部及び消防署所における円滑な運営を行うための事業で事務費のほか、車両等の燃料費、庁舎の光熱水費、電話等通信機器の通信運搬費及び業務用機器の使用料等の経常的な経費が主なもので、決算額は、前年度比2,243万8,887円増の1億3,435万187円となりました。

増額の主な要因は、燃料費及び電気料の単価の高騰によるものであります。

次に、付属資料は、35ページをお開きください。

消防長会他関係事業は、制度及び財政の研究、情報の交換など、消防行政に係る幅広い分野の研修や訓練に参加し、消防職員の資質向上を図るための事業で、各種研修や訓練に参加する経費が主なもので、決算額は、前年度比18万 5,515円減の 227万9,780円となりました。

減額の主な要因は、令和4年4月に栃木県で開催予定であった全国消防長会関東支部総会が書面会議になったことなどによるものであります。

次に、付属資料35ページ下段からの、消防指令センター運営管理事業は、消防指令センターを円滑に運営するための事業で、庁舎の光熱水費や指令システムに係る通信運搬費が主な経費で、決算額は、前年度比200万7,660円増の4,444万5,187円と

なりました。

増額の主な要因は、指令センター及び各無線基地局電気料の単価の高騰によるものであります。

次に、付属資料は、36ページをお開きください。

救急ワークステーション運営管理事業は、救急ワークステーションを円滑に運営するための事業で、事務費や庁舎の光熱水費などが主な経費で、決算額は、前年度比 30万 7,244円増の157万3,145円となりました。

増額の主な要因は、光熱水費が、ガス料金及び電気料金の単価の高騰により、増額となったものであります。

次に、予防管理事業は、予防業務を円滑に実施するための事業で、住宅防火対策の推進を促す各種リーフレット作成や火災原因調査用品購入の経費が主なもので、決算額は、前年度比 3万 859円増の231万8,607円となりました。

増額の主な要因は、先進消防本部への研修派遣や対面開催の会議が増えたことによる旅費の増加のほか、「火災予防・救急フェア」を開催したことにより委託料が増額したことによるものであります。

次に、付属資料37ページ中段からの消防本部警防管理事業は、多種・多様化する災害に対応するため、組合全体の警防に関する業務の企画・調整を行うための事業で、各種研修会に伴う負担金に加え、消防車両用携帯電話の通信運搬費及び警防本部機能強化のための機械器具費が主なもので、決算額は、前年度比53万 447円減の251万9,001円となりました。

減額の主な要因といたしましては、令和3年度は、東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会警備に伴う時間外勤務手当及び熱海市土石流災害現場への職員派遣に伴う旅費という特別な経費の支出がありましたので、その経費分が減額となったものであります。

次に、付属資料38ページの消防本部救急管理事業は、救急業務の運営を円滑に行うための事業で、研修による職員の資質向上や応急手当普及啓発を図るため、応急手当指導員報償金や応急手当普及啓発に伴う経費、救急隊員の研修などに伴う旅費や負担金等の経費が主なもので、決算額は、前年度比526万9,359円増の 1,304万 7,192円となりました。

増額の主な要因は、新型コロナウイルス感染症が蔓延したことにより、感染性産業廃棄物処理業務委託料が増額となったものであります。

次に、付属資料39ページの緊急消防援助隊事業は、緊急消防援助隊の応援活動に

において、迅速かつ効果的な部隊の運用を行えるようにするための事業で、実際の出動に要する経費及び訓練に要する経費が主なもので、決算額は、前年度比33万5,070円増の42万2,336円となりました。

増額の主な要因は、令和3年度に実施予定であった緊急消防援助隊全国合同訓練が新型コロナウイルス感染症蔓延により延期され、令和4年度に実施されたことによるものであります。

なお、令和4年度は、緊急消防援助隊の出動要請はありませんでした。

決算書は15ページ、16ページ、付属資料は40ページからをお開きください。

3款1項3目消防施設費、9億2,254万2,556円。

消防庁舎維持管理事業は、各署所などの庁舎及び設備を適切に維持管理し、庁舎の長寿命化及び災害対応などの機能を維持するための事業で、庁舎の修繕料、設備の点検・保守料及び庁舎の備品購入費などが主な経費で、各事業の決算額は、歳入歳出決算書備考欄に記載のとおりとなっており、これら8事業における決算額の合計は、前年度比1,221万4,616円増の7,638万6,410円となりました。

増額の主な要因は、沼津消防庁舎維持管理事業において、沼津北消防署原分署女性仮眠室修繕の実施、田方消防庁舎維持管理事業において、移動式高圧ガス製造充填設備設置及び田方北消防署雨漏り修繕を実施したことによるものであります。

次に、付属資料44ページの消防本部・消防署所警防施設管理事業は、各消防署所に配備されている消防車両や資機材を適正に維持管理するための事業で、消防車両や資機材の修繕、検査などが主な経費で、決算額は、前年度比3,508万9,213円増の7,768万5,986円となりました。

増額の主な要因は、屈折はしご付消防ポンプ自動車オーバーホールに伴う整備を実施したことによるものであります。

次に、付属資料44ページ下段からの消防本部救急施設管理事業は、救急資器材を適正に維持管理するための事業で、決算額は、前年度比410万6,751円減の3,329万245円となりました。

減額の主な要因は、AED、半自動除細動器及び自動心マッサージ器の長期継続契約が終了したことによるものであります。

次に、付属資料45ページの消防指令施設管理事業は、高機能消防指令システム及びデジタル無線システムが、常時適正に稼働するように維持管理するための事業で、決算額は、前年度比173万7,329円減の8,924万6,219円となりました。

減額の主な要因は、令和3年度までリース契約にて使用していた警防本部システ

ム一式を備品として買い取ったことにより、同システムの賃貸借料及び保守点検業務委託料が発生しなかったことや、署活動系無線機の保守点検の実施がなかったことによるものであります。

次に、付属資料46ページの消防車両整備事業は、各種消防車両を計画的に更新し、消防力の充実強化を図る事業で、令和4年度は、はしご付消防自動車1台、軽連絡車1台及び災害活動支援車1台を新規整備したもので、決算額は、前年度比920万1,853円増の1億3,128万4,150円となりましたが、車両整備計画に基づいた事業執行となっております。

次に、付属資料46ページ下段からの救急車両整備事業は、救急車両を計画的に更新し、住民の安全を確保するための事業で、令和4年度は、老朽化した高規格救急自動車3台を更新したもので、決算額は、前年度比2,219万9,939円増の6,464万3,259円となりました。

増額の主な要因は、更新車両台数が1台増となったことによるものであります。

次に、付属資料47ページ下段からの消防資機材整備事業は、火災、救助等の各種資機材を計画的に増強及び更新し、消防力の充実強化を図るための事業で、主に消防用ホース、エアータント、高圧空気容器、携帯警報器等を整備したもので、決算額は、前年度比175万4,406円増の3,044万2,527円となりました。

増額の主な要因は、隊員安全装備の携帯警報器を全隊員分配備したこと及びエアータントを整備したことによるものであります。

次に、付属資料49ページからの救急資機材整備事業は、救急資器材を計画的に増強及び更新し、救急業務の充実強化を図るための事業で、主に高規格救急自動車の積載資器材を整備したもので、決算額は、前年度比316万1,620円減の2,114万3,760円となりました。

減額の主な要因といたしましては、令和4年度は、更新車両が1台増加したことにより、1台分の資器材が増加しましたが、令和3年度は、東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会で配備する救急自動車用の自動心マッサージ器を4式購入したため、全体では減額となったものであります。

次に、付属資料49ページ下段からの消防指令施設整備事業は、高機能消防指令システム及び無線システムなどを常時適正に安定稼働することを目的として構成機器の更新作業を行うための事業で、令和4年度は指令センターの指令台や各署所の指令端末及び支援端末等のパソコン系機器の更新を行い、決算額は、前年度比3億9,842万円増の3億9,842万円となりましたが、更新計画に基づいた事業執行とな

っております。

付属資料は、51ページからをお開きください。

4款1項1目元金及び2目利子。

元金償還事業及び利子償還事業は、駿東伊豆消防組合の車両等の公債費の元金及び利子を償還するための事業であり、また、田方消防元金償還事業及び田方消防利子償還事業は旧田方地区消防組合の庁舎、車両、消防救急デジタル無線及び消防指令センターの公債費の元金及び利子を償還するための事業となります。

それぞれの決算額は、元金償還事業が7,428万4,000円、田方消防元金償還事業が1億5,639万6,026円、利子償還事業が77万7,237円、田方消防利子償還事業が392万8,085円となりました。

なお、付属資料の51ページから55ページまでの表は、地方債現在高の状況について記載しており、55ページ下段の表のとおり、令和4年度末現在高は、本組合分が合計13億8,398万8,000円、旧田方地区消防組合分が合計5億5,760万5,000円となっております。

5款予備費につきましては、支出はございませんでした。

歳出の合計は、65億525万5,311円となり、不用額は、1億1,285万7,689円となりました。

次に、決算書の17ページをお開きください。

実質収支に関する調書でございます。

1 歳入総額66億2,740万7,000円、2 歳出総額65億525万5,000円、3 歳入歳出差引額1億2,215万2,000円、4 翌年度への繰り越すべき財源は、853万8,000円、5 実質収支額は、1億1,361万4,000円、6 実質収支額のうち地方自治法第233条の2の規定による基金繰入額は、ゼロとなります。

次に、決算書の18ページからをお開きください。

財産に関する調書でございます。

1の公有財産でございますが、旧田方地区消防組合が所有していた、消防施設8,397.88平方メートルが組合の財産となっており、他の建物等につきましては、構成市町から無償で借り受けております。

2の物品でございますが、決算年度中に購入した物品や構成市町で起債の償還が終了した物品を増減し、決算年度末現在高となっております。

決算書の20ページからをお開きください。

3の基金、共同消防基金でございますが、前年度末現在高1億4,721万1,488円に

対し、決算年度中に前年度の決算剰余金1,567万9,561円を積み立て、7,643万5,000円を取り崩したため、決算年度末現在高は8,645万6,049円となっております。

次に、伊東市消防基金でございますが、前年度末現在高3,199万7,489円に対し、決算年度中に前年度の決算剰余金525万5,309円を積み立て、取り崩しはなかったため、決算年度末現在高は3,725万2,798円となっております。

次に、田方消防基金でございますが、前年度末現在高7,743万3,906円に対し、決算年度中に前年度の決算剰余金1,202万5,821円を積み立て、2,032万4,000円を取り崩したため、決算年度末現在高は6,913万5,727円となっております。

次に、東伊豆町消防基金でございますが、前年度末現在高3,159万449円に対し、決算年度中に前年度の決算剰余金224万700円を積み立て、247万4,000円を取り崩したため、決算年度末現在高は、3,135万7,149円となっております。

以上で、認第2号 令和4年度駿東伊豆消防組合会計歳入歳出決算の認定について御説明を終わります。

続きまして、議案書の25ページ及び議案資料の4ページからの新旧対照表を併せてお開きください。

議第5号 駿東伊豆消防組合火災予防条例の一部改正について御説明いたします。

本改正は、「対象火気設備等の位置、構造及び管理並びに対象火気器具等の取扱いに関する条例の制定に関する基準を定める省令の一部を改正する省令」の公布に伴い、急速充電設備について、全出力の上限を撤廃するとともに、火災予防上必要な措置の見直しが行われたこと及び平成30年7月に健康増進法が改正されたことに伴い、条例第23条に定める指定場所における喫煙等に関する規定の見直しが行われたことから、本条例について所要の改正を行うものであります。

初めに、急速充電設備に係る改正の背景と主な改正内容について、御説明いたします。

本改正の背景は、近年、急速充電設備の高出力化へのニーズが高まっていることを受け、総務省消防庁において全出力が200キロワットを超える急速充電設備の火災危険性について検討を行い、従来は変電設備とみなされていた急速充電設備も含め、全出力が20キロワットを超える急速充電設備を対象火気設備等の対象とする旨の改正のほか、現在普及している急速充電設備の実態を踏まえ、省令が対象とする急速充電設備はコネクタを用いて充電する設備であることの明確化、分離型の急速充電設備への対応等、所要の改正を行うものであります。

ここからは、議案資料の新旧対照表にて御説明いたします。4ページをお開きく

ださい。

主な改正内容の1点目といたしまして、急速充電設備の定義が見直されたことに伴い、第11条の2第1項中、急速充電設備の充電対象を「自動車又は原動機付き自転車」から「自動車、原動機付自転車、船舶、航空機その他これらに類するもの」に改め、「全出力200キロワットを超えるものを除く。」を削り、電気を動力源とする急速充電設備のうち、変圧する機能を有する設備本体及び充電ポストにより構成されるものを、新たに分離型の急速充電設備として規定するものであります。

2点目といたしまして、同項第1号において急速充電設備を屋外に設ける場合については、建築物から3メートル以上の距離を保つこととされているところ、距離を保つことを要さないものとしてア、イを追加規定するとともに、分離型のものの充電ポストは出火危険性が低いものと想定されることから、同項第1号及び第2号の規定を適用しないこととしたものであります。

3点目といたしまして、同項第11号において「急速充電設備を手動で緊急停止させることができる措置を講ずること。」とされているところ、特に分離型の急速充電設備では、設備本体と充電ポストが別室に設置されることなどが想定されるため、「緊急に停止することができる装置を、急速充電設備の利用者が異常を認めたときに、速やかに操作することができる箇所に設ける。」ものとするものであります。

議案資料の5ページをお開きください。

4点目といたしまして、同項第17号に「急速充電設備のうち分離型のものにあつては、充電ポストに蓄電池（主として保安のために設けるものを除く。）を内蔵しないこと。」を追加規定するものであります。

次に、「喫煙等」に係る改正の背景と改正内容について、御説明いたします。

本改正の背景は、平成30年7月の健康増進法の改正により、受動喫煙防止の観点から、多数の者が利用する施設等については、一定の場所を除き、喫煙が禁止されると同時に、喫煙所に喫煙専用室である旨の標識を設置することが必要となりました。

本条例においても、火災予防の観点から喫煙所に標識を設置することを求めており、異なる法令で重複する標識の設置が必要となる状況に対応するため、所要の改正を行うものであります。

次に改正内容について、御説明いたします。

第23条第3項に規定する標識について、同条第3項の規定及び別表第7を削り、同項第2号の「併せて図記号による標識を設けるときは、別表第7に定めるものと

しなければなら」を「健康増進法第33条第2項に規定する喫煙専用室標識を設ける場合においてはこの限りで」とし、第4項として、「第2項又は前項第2号に規定する標識と併せて図記号による標識を設けるときは、「禁煙」又は「火気厳禁」と表示した標識と併せて設ける図記号にあつては、国際標準化機構が定めた規格第7010号又は日本産業規格 Z8210に適合するものとし、「喫煙所」と表示した標識と併せて設ける図記号にあつては、国際標準化機構が定めた規格第7001号又は日本産業規格 Z8210に適合するものとしなければならない。」を追加規定するものであります。

主な改正内容につきましては以上となりますが、最後に、議案書にお戻りいただき、26ページをお開きください。

附則といたしまして、施行日を、対象火気設備等の位置、構造及び管理並びに対象火気器具等の取扱いに関する条例の制定に関する基準を定める省令の一部を改正する省令の施行日と合わせ、令和5年10月1日とするものであり、経過措置として、急速充電設備については現に設置され、又は設置の工事がされているものへの基準の適用については、なお従前の例によることといたします。

また、喫煙等に関する規定の見直しについては、改正後の第23条第3項第2号の規定の適用については、当分の間、同号中「喫煙専用室標識」とあるのは、「喫煙専用室標識又は健康増進法の一部を改正する法律附則第3条第1項の規定により読み替えて適用される健康増進法第33条第2項に規定する指定たばこ専用喫煙室標識」と読み替えるものとし、現に設置され、又は設置の工事がされている図記号については、なお従前の例によることといたします。

以上で、議第5号 駿東伊豆消防組合火災予防条例の一部改正についての御説明を終わります。

続きまして、議案書の29ページをお開きください。

議第6号 令和5年度駿東伊豆消防組合会計補正予算（第1回）について御説明いたします。

本補正予算は、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1億1,360万8,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ63億9,024万1,000円とするものであります。

第1表歳入歳出予算補正につきましては、30ページ、31ページに記載のとおりであります。

補正予算の詳細につきましては、32ページからの歳入歳出補正予算事項別明細書

で御説明いたします。

まず、歳入について御説明いたします。

34ページ、35ページをお開きください。

8款1項1目繰越金、1節前年度繰越金、1の共通経費分繰越金に2,912万8,000円、2の沼津市繰越金に2,643万6,000円、3の伊東市繰越金に1,989万9,000円、4の田方繰越金に2,706万8,000円、5の東伊豆町繰越金に554万7,000円、6の清水町繰越金に553万円の合計1億1,360万8,000円を追加し、繰越金の総額を1億1,361万4,000円といたします。

これは、前年度予算の剰余金のうち、共通経費及び個別経費である伊東市、田方及び東伊豆町分を基金に積み立て、沼津市及び清水町分は返還するため、今年度予算に繰り越すものであります。

続きまして、歳出について御説明いたします。

36ページ、37ページをお開きください。

2款1項1目組管理費、12節委託料、3の業務運営管理事業、委託料に464万9,000円を追加し、22節償還金利子及び割引料、事業番号の関係上、下からとなりますが、10の沼津市負担金返還事業に2,643万6,000円、13の清水町負担金返還事業に478万2,000円を追加し、24節積立金、4の共同消防基金積立事業に2,447万9,000円、6の伊東市消防基金積立事業に1,989万9,000円、7の田方消防基金積立事業に2,706万8,000円、8の東伊豆町消防基金積立事業に554万7,000円の合計1億1,286万円を追加し、組管理費の総額を1億5,349万3,000円とするものであります。

次に、3款1項3目消防施設費、10需用費、6の清水町消防庁舎維持管理事業、修繕料に74万8,000円を追加し、消防施設費の総額を5億6,965万6,000円とするものであります。

以上で、議第6号 令和5年度駿東伊豆消防組合会計補正予算（第1回）について御説明を終わります

以上、管理者提出議案であります、報第4号から議第6号までの提案理由の補足説明を申し上げます。

御審議のほど、よろしく願いいたします。

○議長（梶 泰久）

当局の説明が終わりました。

これより、ただいま説明のありました各案件に対する質疑を伺うことにいたします。

最初に、報第1号、2号、3号、4号、認第1号、2号、議第5号、6号、以上4件に対する質疑に入ります。

質疑の通告がありませんので、質疑を終わりたいと思います。質疑を打ち切ります。

報第1号、2号、3号は、地方自治法第180条第2項の規定に基づく報告事項でありますので、報告があったことを御了承願います。

次に、報第4号は、地方自治法施行令第146条第2項の規定に基づく報告事項でありますので、報告があったことを御了承願います。

次に、認第1号、2号、議第5号、6号、以上4件に対する討論を伺うことにいたします。

最初に、認第1号に対する討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

ないようですので、討論を終わりたいと思います。討論を打ち切ります。

採決いたします。

認第1号 専決処分の報告及びその承認について（静岡県市町総合事務組合格約の一部変更の同意について）を採決いたします。

本件は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

御異議なしと認めます。

よって、認第1号は認定されました。

次に、認第2号に対する討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

ないようですので、討論を終わりたいと思います。討論を打ち切ります。

採決いたします。

認第2号 令和4年度駿東伊豆消防組合会計歳入歳出決算の認定についてを採決いたします。

本件は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

御異議なしと認めます。

よって、認第2号は認定されました。

次に、議第5号に対する討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

ないようですので、討論を終わりたいと思います。討論を打ち切ります。

採決いたします。

議第5号 駿東伊豆消防組合火災予防条例の一部改正についてを採決いたします。

本件は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

御異議なしと認めます。

よって、議第5号は可決されました。

次に、議第6号に対する討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

ないようですので、討論を終わりたいと思います。討論を打ち切ります。

採決いたします。

議第6号 令和5年度駿東伊豆消防組合会計補正予算（第1回）についてを採決いたします。

本件は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

御異議なしと認めます。

よって、議第6号は可決されました。

◎認第3号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（梶 泰久）

次に、日程第14 認第3号 監査委員の選任について（組合議員）を議題といたします。

ここで、地方自治法第117条の規定により、11番 天野佐代里議員の退席を求めます。

〔11番 天野佐代里議員 除斥〕

本件に対する当局の説明を求めます。

○消防部長（今井將一朗）

それでは、私から、認第3号 監査委員の選任について御説明いたします。

議案書の39ページをお開きください。

駿東伊豆消防組合の監査委員につきましては、本組規約第13条第2項の規定により、識見を有する者から1人、組合議員から1人、計2人を選任することになっております。

そのうち、組合議員から選出の監査委員につきましては、伊豆の国市の天野佐代里議員が選任されておりましたが、伊豆の国市議会において委員会構成の改選があるため、本人から本年4月27日をもって、組合議員を辞職したい旨の願い出があり、本組合議会議長に受理されているところでございます。

このため、地方自治法第197条の本文に基づき、本組合の監査委員の任期も満了となりました。

本来であれば、後任者を選任し、本組合議会の同意を得なければなりません。構成市町との調整に時間等を要するため、早急に本組合議会を開くことができませんでしたので、地方自治法第197条のただし書きに基づき、後任者が選任されるまでの間、職務執行者として引き続き職務に就いていただいております。

このため、後任者として伊豆の国市の天野佐代里議員について、本会議での御同意をお願いするものでございます。

以上、認第3号につきまして、御説明申し上げます。

御審議のほど、よろしくお願いいたします。

○議長（梶 泰久）

当局の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。

質疑の通告がありませんので、質疑を終わりたいと思います。質疑を打ち切ります。

討論に入ります。討論はありますか。

〔「なし」と言う者あり〕

ないようですので、討論を終わりたいと思います。討論を打ち切ります。

採決いたします。

認第3号 監査委員の選任について（組合議員）は、原案のとおり天野佐代里議員に同意することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

御異議なしと認めます。

よって、認第3号について、天野佐代里議員は同意されました。

除斥を解除いたします。

〔11番 天野佐代里議員 復席〕

11番 天野佐代里議員に申し上げます。

ただいま、あなたが監査委員に選任されました。

それでは、監査委員に選任されました天野佐代里議員に御挨拶をお願いいたします。

○11番議員（天野佐代里）

伊豆の国市の天野でございます。ただいま、皆様方の御同意のもと、監査委員に任命されました。

引き続き、月ヶ洞代表監査委員とともに公正かつ効率的な消防運営のために、監査委員としての職務を全うしたいと思っております。どうぞ今後ともよろしく願いいたします。

◎議会運営委員会の閉会中の継続調査の申し出

○議長（梶 泰久）

次に、日程第15 議会運営委員会の閉会中の継続調査につきましてお諮りいたします。

会議規則第14条第2項により、次回会議日程等について、議会運営委員会委員長から、閉会中の継続調査としたい旨の申し出がありましたので、閉会中の継続調査として議会運営委員会に付託したいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

御異議なしと認めます。

よって、委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定いたしました。

○議長（梶 泰久）

以上で、本定例会に付議されました案件の審議は終了いたしました。

◎閉会の宣告

○議長（梶 泰久）

これをもって、令和5年第2回駿東伊豆消防組合議会定例会を閉会いたします。御苦労さまでした。

午後3時25分 閉会

○地方自治法第 123条第 2 項の規定により署名する。

令和 5 年 8 月 21 日

副 議 長 杉 本 一 彦

議 長 梶 泰 久

議 員 小 澤 隆

議 員 篠 原 峰 子